

## V 個別帰属額の届出書等の記載の仕方

### 個別帰属額等の一覧表

#### 1 この一覧表の用途

この一覧表は、連結親法人が連結確定申告書を提出する場合において、この連結確定申告書の添付書類である「個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類」として使用します。具体的には、各連結法人ごとに作成した個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類をとりまとめ、その表紙として使用してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項（復興特別法人税申告書の記載事項）の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用します。具体的には、各連結法人ごとに作成した連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類をとりまとめ、その表紙として使用してください。

これらについては、「I 7 連結確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。

（注） この一覧表に添付する各連結法人ごとに作成した個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「納税地等」	連結親法人にあつては納税地を記載し、連結子法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。	
「売上金額」	連結親法人及び連結子法人の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「※税務署処理欄」における「売上金額」の金額を各連結法人ごとに記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
「個別所得金額又は個別欠損金額」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額を記載してください。	
「個別帰属額」	(1) この欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類により、それぞれ次の金額を記載してください。 イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」</p> <p>ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」</p> <p>(2) この欄の外書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」の金額を記載してください(当該連結事業年度が復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度である場合に限ります。)</p>	
<p>「期中加入」</p>	<p>期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(加入)」を提出した子法人について○を付してください。</p>	
<p>「連結子法人数 法人」</p>	<p>連結子法人数の合計を記載してください。</p>	
<p>「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」</p>	<p>連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計額を記載してください。</p>	
<p>「参考」</p>	<p>連結子法人の異動状況を記載してください。</p> <p>なお、「加入した連結子法人数」は、期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」は、期中において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。</p>	<p>「期首の連結子法人数」+「加入した連結子法人数」-「離脱した連結子法人数」=「期末の連結子法人数」となります。</p>